

三番瀬自然環境調査支援事業 調査器具等借受けにあたっての注意事項

1. 調査の実施にあたり、特別採捕許可（※）が必要な場合は、借受者の責任により所定の手続きを行うこと。
2. 法令その他の規制を受ける区域での調査実施や立ち入りについては、当該管理者へ所定の手続きを必ず行うこと。
3. 調査実施における安全管理に万全を期すこと。
4. 本事業の調査器具貸し出しは、借受け申請時に提出された調査計画書に基づいて行っているため、調査計画書の内容が変更するなど、貸出し条件に合わなくなったことを管理者が把握した際には、調査器具の貸出しを取り消すことがあります。

※千葉県海面漁業調整規則：水産資源の保護培養のため、特定の水産動植物の採捕の禁止や遊漁者等の漁具・漁法の制限を定めています。たとえば、アサリについては、殻長 2.7cm 以下の個体については採捕が禁止されています。このため、試験研究等の目的でその採捕を行う場合は、事前に採捕の許可を受けておく必要があります（特別採捕許可申請）。あらかじめ担当課である千葉県農林水産部水産局水産課（043-223-3042）に特別採捕許可を得てください。